



提出書類の記入について

2025年12月31日時点で扶養されていた人のみ、書類の提出が必要です。

提出
書類



- I. 「扶養に関する申告書」 (奨学生本人が自署)
- II. 「扶養者用」「マイナンバー提出書」 (扶養者が自署)
- III. 扶養者の番号確認書類 (II. 「マイナンバー提出書」に貼付又は同封)

I. 「扶養に関する申告書」 記入例

(T158)

記入者：奨学生本人

○奨学生本人情報	
奨学生番号	
本人カナ氏名	
本人漢字氏名	
本人生年月日	

扶養に関する申告書

以下の①又は②のいずれかにあてはまる方は、必ず「扶養に関する申告書」(本紙)、【扶養者用】「マイナンバー提出書(兼扶養者の番号確認書類提出台紙)」及び扶養者の番号確認書類の提出をお願いします。

2025年分の年末調整や確定申告において、
 ①奨学生本人のご家族のどなたかが、奨学生本人を住民税や所得税の控除対象者として申告していた場合
 ②奨学生本人の配偶者が、奨学生本人の所得(合計所得金額)が58万円以下であると申告していた場合

奨学生氏名、記入日及び連絡先をご記入の上、期日までに簡易書留郵便で提出をお願いします。
 なお、奨学生本人のマイナンバーは提出不要です。扶養者のマイナンバーのみ提出してください。

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、2025年12月31日現在の状況において、扶養されていたので、扶養者のマイナンバー(個人番号)と共に申告いたします。

奨学生氏名(自署)：	記入日(西暦)：	2026年 5月 22日
機構 太郎	連絡先(TEL)：	03-XXXX-XXXX

本紙右上の「奨学生本人情報」欄に記載された内容に間違いがないかご確認ください。
 記載された内容に誤りや変更がある場合は、スカラネット・パーソナルから変更をお願いします。

(注記)
 1. 扶養されていた場合は、奨学生本人が2025年12月31日現在の状況において、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族となっていた状態をいいます。
 2. 奨学生本人と扶養者の所得の合計額に基づいて算出した返還月額が、定額返還方式によって算出した返還月額を超える場合は、定額返還方式によって算出した返還月額で返還することとなります。
 3. 奨学生氏名(自署)、記入日及び連絡先を必ずご記入ください。
 ・記入内容を訂正する場合は、修正テープ等は使用せず二重線で消して、枠内の余白に正しく記入してください。
 ・奨学生氏名(自署)を訂正する場合は、フルネームを二重線で消して、枠内の余白に正しく自署してください。

提出期限：2026年6月12日(金) 消印有効

※ご記入いただいた情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(いずれも返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に、必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
 また、機構が保有する個人情報のうち給付奨学金においては、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合、適正な範囲内においてあなたの情報が提供され、貸与奨学金においては、保証管理に必要な情報が保証機関に提供されますが、その他の目的には利用されません。

奨学生本人情報を確認してください。

記載されている内容に間違いがないかご確認ください。

改姓・住所・電話番号等の変更手続きにはスカラネット・パーソナルをご利用ください。



奨学生本人が自署してください。

訂正がある場合は、修正テープ等は使用せず、誤った部分を二重線で消して、枠内の余白に正しくご記入ください。

自署を訂正する場合はフルネームを訂正してください。

(○良い例)

~~機構 花子~~
機構 太郎

(×悪い例)

機構 ~~花子~~
太郎

Ⅱ.【扶養者用】「マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）」記入例

扶養者が自署してください。
扶養者のマイナンバーをご記入
 ください。
 （奨学生本人のマイナンバー
 ではありません。）

訂正がある場合は、修正テープ等は
 使用せず、誤った部分を二重線で消して、
 枠内の余白に正しくご記入ください。

自署を訂正する場合はフルネームを訂正
 してください。

（○良い例）

~~機構 太郎~~
 機構 花子

（×悪い例）

機構 太郎
 花子

記入者：扶養者

○奨学生本人情報

奨学生番号	
本人カナ氏名	
本人漢字氏名	
本人生年月日	

【扶養者用】マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構（以下「機構」という。）での奨学生本人の所得連動返還方式に関する事務（奨学生の返還月額
 の算出）遂行のため、マイナンバーを利用するという利用目的を理解したうえで、私のマイナンバーを貴機構に提出いたします。
 なお、マイナンバー（個人番号）とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条
 第5項にいう「個人番号」をさし、個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令が定めた範囲で機構が個人番号を利用する
 こと及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

奨学生氏名：

奨学生番号：

■扶養者記入欄		記入日：（西暦）2026年 5月 22日
フリガナ	キョウ ハナコ	奨学生から見た続柄 父・母 配偶者・その他
扶養者氏名 （自署）	機構 花子	
扶養者の住所	〒162-8412 東京 都道 新宿 市区 本村町10-7 府県 町村	
扶養者の 生年月日	（西暦）1972年 8月 15日	
扶養者の マイナンバー （個人番号）	1234 5678 9012	

扶養者の番号確認書類貼付

【記入方法】

扶養者が自署してください。

詳細は、同封の「提出書類の記入について」をご確認ください。

例：扶養者の「マイナンバーカード」うら面



例：扶養者の「通知カード」おもて面



扶養者の番号確認書類を用意し、貼付してください。

Ⅲ.扶養者の番号確認書類

扶養者のマイナンバーが確認できるもの（以下①②③のいずれか1点）を
 Ⅱ.「マイナンバー提出書」に貼付又は同封してください。

奨学生本人の番号確認書類ではありません。

① 扶養者の「マイナンバーカード」うら面コピー（白黒可）

② 扶養者の「通知カード」おもて面コピー（白黒可）

- ・通知カードの発行は令和2年5月25日に廃止されたため、廃止日以降に
 住所、氏名等の記載事項に変更があった場合は使用できません。
- ・「個人番号通知書」は使用できません。

③ 扶養者のマイナンバー記載の「住民票の写し」（原本又はコピー）

・扶養者のマイナンバーのみが記載された「住民票の写し」

（扶養者以外のマイナンバーが記載されている場合は、必ず黒塗りしてください。）

・扶養者のマイナンバー、氏名、生年月日、性別及び住所が記載された「住民票記載事項証明書」も可。

※発行日・発行者・発行印の記載があり、発行日から6か月以内のもののみ有効。

カードサイズに切り取り、のりで貼付

貼付せず、同封

提出期限は厳守してください。